

令和5年7月19日

保護者の皆様

学校法人 姫路顕栄学園
幼保連携型認定こども園
聖ミカエル広畑幼稚園

児童虐待事案の通報について

日頃から当園の教育・保育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。先般、姫路市より市内の公立園に対して表題の件に関する下記の通知がございましたので、ここに転記いたします。この度、認定こども園である当園につきましても、同様に準拠する必要より皆様にお知らせするものですので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。

記

先日、神戸市において保育園に通う園児が家庭で虐待を受けていた可能性があり、死亡するという大変痛ましい事件がありました。

保育所・こども園の職員は、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の規定により、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、速やかに関係機関に通告する義務が課せられています。

子どもの安全を守るため、理由不明の長期欠席、不自然な怪我など気になることがある場合は、市など関係機関に連絡を行いますので、ご理解、ご了承くださいますようお願いいたします。

また、令和5年6月28日付で兵庫県警察本部から、学校等で認知した児童虐待事案の警察通報について依頼がありました。市への連絡に加え、警察への通報を行う場合がありますので、あわせてお知らせします。

以上